

京都市告示第321号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成23年11月25日

京都市長 門川大作

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	南禅寺水0018号	左京区永観堂町48番地地先 同町60番地地先	
2	鹿ヶ谷水0024号	左京区若王子町2番地地先 同町4番地の1地先	
3	山端水0012号	左京区山端森本町3番地の1地先 同町6番地地先	
4	岩倉水0349号	左京区岩倉忠在地町701番地地先 同町359番地の2地先	
5	岩倉水0350号	左京区岩倉長谷町518番地の1地先 同町518番地の2地先	
6	岩倉水0351号	左京区岩倉長谷町658番地の1地先 同上	
7	清水水0009号	東山区下河原町474番地地先 同町475番地地先	
8	新道水0003号	東山区東橋詰町11番地地先 同町7番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)